

ミツバグループ従業員
及びご家族の皆様へ

ミツバグループ 団体損害保険のご案内

ゴルフ保険

団体加入ならではの
この割引!

保険
期間

2025年12月1日
▼
2026年12月1日

(今年度)
保険料
約 **20%
OFF**

一般契約より割安な保険料

団体割引 20%



万一のケガ

自動更新

ゴルフ保険

（一括払）

ゴルフ中の事故に備えるために。

ゴルフプレー中のケガやクラブ破損、他の人にケガをさせたとき等に、
必要となる費用を補償する保険です。

※この保険は自動更新方式の契約です。ご契約内容・告知事項に変更がない限り更新の為の手続きは不要です。

申込み締切日は **2025年11月21日(金)** です。

加入時の注意点

本募集は年1回です。この機会をお見逃しなく!! ご契約内容・告知事項に変更のない方は、更改加入依頼書をご返送いただく必要はありません。

加入後の退職時の注意点

退職される場合は事故の有無をご確認のうえ、必ず代理店にご連絡ください。

大切なお知らせです。是非お持ち帰りいただきご覧ください。



ゴルフを
されている方に
おすすめします!!

万一のケガ

ゴルフ中の事故に備えるために。

ゴルフのプレー・練習中のケガ、第三者に対する賠償事故、用具の損害およびホールインワン・アルバトロス費用の4つの補償をセットしています。

ゴルフ保険

基本契約

賠償責任保険 ゴルフ用品
ゴルファー傷害 ホールインワン・
アルバトロス費用

基本契約

賠償責任保険／ゴルファー傷害／ゴルフ用品／ホールインワン・アルバトロス費用
基本契約は「賠償責任保険」と「ゴルファー傷害」と「ゴルフ用品」と「ホールインワン・アルバトロス費用」です。

例えばこんな時に保険金をお支払いします。

Case 国内・国外

1 賠償責任

ゴルフプレー中に
誤って他人にケガをさせた



Case 国内・国外

2 傷害

ゴルフプレー・
練習中のケガ

ゴルフ練習場で練習中に
ケガをした



Case 国内・国外

3 用具

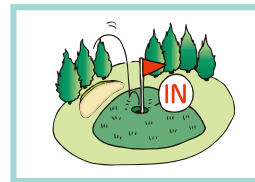
ゴルフ場でプレー中に
クラブを壊した



Case 国内

4 ホールインワン・ アルバトロス費用

ホールインワン達成



補償金額と保険料表

あなたに合うタイプをお選びください。

型	年間保険料	賠償責任	死亡・後遺障害 保険金	入院保険金 日額	通院保険金 日額	用具	ホールインワン・ アルバトロス費用
G1型	3,200円	5,000万円	213万円	3,195円	2,130円	10万円	20万円
G2型	4,700円	1億円	306万円	4,590円	3,060円	15万円	30万円
G3型	7,200円	1億円	411万円	6,165円	4,110円	20万円	50万円
G4型	13,100円	1億円	486万円	7,290円	4,860円	30万円	100万円

※当該プランは、団体割引20%を適用して算出しております。申込人数が200人未満となった場合は保険金額を変更させていただきます。その場合は、被保険者カードの配布をもちまして確定保険金額のご案内とさせていただきます。ご了承ください。
(団体割引は加入者数により毎年見直されます。)

他人に対する賠償責任

国内・国外を問わず、被保険者が行うゴルフの練習、競技、指導（これらに付随してゴルフ場構内で行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に生じた偶然な事故により、キャディ等他人の身体・生命を害したり、他人の財物を壊したりしたときに、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

保険金としてお支払いする損害の範囲は、次のとおりです。

- 法律上、被害者に支払うべき損害賠償金（ケガをした人の治療費、入院費、休業損害、慰謝料、壊れた物の修理費等）
- セコム損害保険の承認を得て被保険者が支出した訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用（弁護士報酬等）
- 被害者に対する応急手当、護送、その他緊急措置のために要した費用および支出につきあらかじめセコム損害保険の書面による同意を得た費用
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続をするために必要または有益であった費用
- 損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
- セコム損害保険の求めに応じて協力するために支出した必要または有益であった費用

ゴルフ用品の損害

国内・国外を問わず、ゴルフ場構内において、被保険者が所有する保険証券記載のゴルフ用品（時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバック等の携行品を含みません。）について、次のいずれかに該当する事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。

- ①盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り。）
 - ②ゴルフクラブの破損または曲損
- ※保険金は、時価額または修理費を限度としてお支払いします。
- ※被保険者がセコム損害保険の同意を得て損害の生じたゴルフ用品を発見回収するために支出した費用についてもゴルフ用品の損害と合わせて保険金額を限度としてお支払いします。
- ※お支払いする保険金（ゴルフ用品の発見回収のための費用を含みます。）の額は、保険期間を通算して保険金額が限度となります。

ゴルファー自身のケガ

国内・国外を問わず、ゴルフ場構内において、被保険者がゴルフの練習、競技、指導（これらに付随してゴルフ場構内で行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に生じた急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガに対して次の保険金をお支払いします。

- ①死亡保険金……… 事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡された場合、傷害保険金額の全額
 - ②後遺障害保険金… 事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害保険金額の4%～100%
 - ③入院保険金……… 事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで入院された場合、入院の日数に対して、1日につき傷害保険金額の1.5/1,000を乗じた額（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り。）
 - ④通院保険金……… 事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで通院された場合、通院の日数に対して、1日につき傷害保険金額の1/1,000を乗じた額（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日を限度とします。）
- ※上記①および②の保険金は重複してお支払いしますが、お支払いする保険金の総額は、保険期間を通算して傷害保険金額が限度となります。
- ※上記④の「通院」には、住診を含み、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- ※上記④の「日数」には、通院をしない場合においても、骨折等で医師の指示により所定の部位を固定するためにギブス等を常時装着したときは、その日数を含みます。

ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内のゴルフ場において、被保険者がゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合に、慣習として負担する次の費用に対して保険金をお支払いします。

- ①贈呈用記念品購入費用（貨紙幣、有価証券、商品券、特注以外のプリペイドカードを除きます。）
- ②祝賀会費用（ホールインワンまたはアルバトロスを達成された日からその日を含めて180日以内に開催された祝賀会の費用に限り。）
- ③ゴルフ場に対する記念植樹費用
- ④同伴キャディに対する祝儀
- ⑤その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

上記⑤の費用としてご希望される場合は、セコム損害保険と提携する下記団体が実施している緑化事業に対する寄付を行うことができます。

〈名称〉公益社団法人 ゴルフ緑化促進会

〈所在地〉〒107-0052 東京都港区赤坂2-20-5

※お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、9ホール以上のゴルフ場で、そのゴルフ場に所属するキャディを補助者とし、他の競技者1名以上と同伴し（公式競技の場合は、他の競技者1名以上の同伴は必要ありません。）、パー35以上の9ホールを正規にラウンドした場合に行ったものに限り。ただし、キャディが同伴しない場合でも一定の条件を満たすときは、お支払いの対象となる場合があります。

※プロゴルファー、アシスタントプロなどゴルフの競技・指導を職業または職務とされている方は、ご加入になれません。

※他の保険契約等から保険金が支払われた場合、お支払いする保険金の額は次の算式によって算出した金額となります。保険金額は合計されませんので、ご注意ください。

他の保険契約等のうち、最も保険金額の高い保険契約により支払われるべき保険金の額

－ 他
－ の
－ 保
－ 険
－ 契
－ 約
－ 等
－ 等
－ 支
－ 払
－ わ
－ れ
－ た
－ 保
－ 険
－ 金
－ の
－ 合
－ 計
－ 額

＝ お
＝ 支
＝ 払
＝ い
＝ す
＝ る
＝ 保
＝ 険
＝ 金
＝ の
＝ 額
＝ (他
＝ の
＝ 保
＝ 険
＝ 契
＝ 約
＝ 等
＝ が
＝ ない
＝ も
＝ の
＝ と
＝ して
＝ 算
＝ 出
＝ し
＝ た
＝ セ
＝ コ
＝ ム
＝ 損
＝ 害
＝ 保
＝ 険
＝ の
＝ 支
＝ 払
＝ う
＝ べ
＝ き
＝ 保
＝ 険
＝ 金
＝ の
＝ 額
＝ を
＝ 限
＝ 度
＝ と
＝ し
＝ ます。)

保険金をお支払いできない主な場合

1. 他人に対する賠償責任

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ・被保険者が所有・使用・管理している財物の滅失、損傷または汚損について、その財物につき正当な権利を有する者に対する賠償責任（他人から借りたり預かったりしている物に対する賠償責任）
- ・同居する親族に対する賠償責任

2. ゴルファー自身のケガ

- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ・被保険者の自殺、犯罪または闘争行為によるケガ
- ・被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ・地震、噴火、戦争、内乱などによるケガ

3. ゴルフ用品の損害

- ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による損害
- ・ゴルフボールのみの盗難
- ・自然の消耗または性質による変質等によって生じた損害
- ・置き忘れまたは紛失

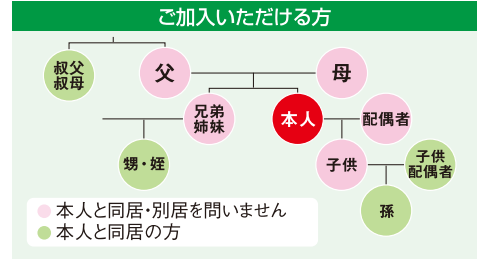
4. ホールインワン・アルバトロス費用

- ・被保険者がゴルフ場の経営者または使用人である場合は、その被保険者が経営するまたは使用されているゴルフ場で達成されたホールインワンまたはアルバトロス

お申込みにあたって

ご加入資格 (被保険者)

- ご加入いただける方は以下のとおりとなります。
1. 申込人 (ミツバグループ各社に勤務の方) 本人
 2. 申込人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹
 3. 申込人の同居親族 (例: 叔父・叔母・甥・姪など)
- なお、新規・変更でのご加入は、2025年12月1日現在の満年齢が0歳~78歳までの方とさせていただきます。



お申込み方法

1. 継続
昨年と同じ内容でご継続の場合は、自動更新となります。
「ゴルフ保険更改加入依頼書被保険者明細書」でお名前と加入内容をご確認ください。
2. 新規
新規でご加入の場合は、「ゴルフ保険更改加入依頼書被保険者明細書」に必要事項をご記入いただき押印のうえご提出ください。
3. 変更
現在のご加入内容に変更のある場合には、「ゴルフ保険更改加入依頼書被保険者明細書」の変更のある箇所を抹消し、変更後の内容をご記入いただき押印のうえご提出ください。

契約型等につきましては「補償金額と保険料表」欄をご参照ください。

更改加入依頼書 (お申込書) の記入例

新規加入の場合

① 被保険者 (補償を受けられる方) のお名前をカナで記入してください。

② 被保険者 (補償を受けられる方) の年齢、性別、お申込人との関係をご記入ください。

③ ご加入の型をご記入ください。

④ 年間 (一括払) 保険料をご記入ください。

⑤ 被保険者の合計人数、合計保険料をご記入ください。

⑥ 記入日をご記入ください。

変更の場合

① 内容をご確認のうえ、押印ください。

② 記載の内容が現在のご加入内容です。変更される箇所を抹消し、変更内容を上段にご記入ください。

③ 被保険者 (補償を受けられる方) の年齢、性別、お申込人との関係欄に記載のないものにつきましては、ご記入ください。

④ 被保険者の合計人数、合計保険料に変更のある場合、変更される箇所を抹消し、変更後の内容を上段にご記入ください。

⑤ 記入日をご記入ください。

※ 複数の方 (ご家族の方) がご加入の場合には、「符号2」以降の欄にご記入ください。 ※ 脱退される場合には、脱退される方の被保険者氏名から保険料まで全てを抹消し、変更内容を上段にご記入ください。

締切日 2025年11月21日(金)

更改加入依頼書は同封の返信用封筒にて (有) 桐栄オートサービスまでご提出ください。

本募集は年1回です。この機会をお見逃しなく!!

お支払い方法

保険料は、給与より引き去りさせていただきますので、お手間がかかりません。
(2月給与より引き去り)

保険期間

**2025年12月1日より
2026年12月1日までの1年間**

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。
【個人情報】 お客様からお預かりした個人情報は、取扱代理店および引受保険会社が取り扱う商品の販売、サービスの案内・提供等のために利用いたします。
【取扱いについて】 個人情報の取り扱いに関する詳細は取扱代理店、引受保険会社の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)等をご確認ください。

事故の際に、ご連絡ください。セコム損害保険事故受付センター

事故にあった時

万一事故にあった場合はすみやかに(有)桐栄オートサービスもしくはセコム損害保険(株)までご連絡ください。また、夜間・休日についてはセコム損害保険事故受付センターにて、事故受付を行っております。

緊急連絡先

0120-210-545 (携帯可)

(受付時間: 24時間365日)

事故の日から30日を経過してもご通知いただけない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので必ずご連絡ください。

■ 保険金のお支払条件等については、ゴルフ保険普通保険約款および特約に基づきます。
■ このパンフレットはゴルフ保険の概要についてのご説明です。
詳細につきましては、(有)桐栄オートサービスまたはセコム損害保険(株)までご照会ください。

■ 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき保険契約の締結・保険料の受領・保険料領収書の発行・契約の管理等の代行業務を行っております。取扱代理店とご締結いただき有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(取扱代理店)

幹事代理店 有限会社桐栄オートサービス
☎ 0277-76-5266
有限会社サンフィールド・インダストリー
☎ 0277-30-3900

(引受保険会社)

セコム損害保険株式会社
桐生支社 ☎ 0277-43-6100
BO1400-321A@secom-sonpo.co.jp